２００６年８月２４日

# 抗 議 声 明

全日本建設運輸連帯労働組合
中央執行委員長　長谷川 武久

全日本建設運輸連帯労働組合
近畿地方本部
執行委員長　戸田　ひさよし

全日本建設運輸連帯労働組合
関西地区生コン支部
執行委員長　　武　建一

本日午後、大阪地方裁判所（横田信之裁判長）は、政治資金規正法違反事件の判決公判で次のような判決を下した。

武　建一委員長　　罰金５０万円及び公民権停止２年間
戸田ひさよし市議　　罰金８０万円、追徴３６０万円及び公民権停止２年間
関西地区生コン支部　罰金５０万円
戸田ひさよし友の会　罰金３０万円及び追徴９０万円

判決は、裁判所が警察と検察の政治的意図に追随した、きわめて不当な内容というほかない。

連帯労組は誤った司法判断を糾弾するとともに、無罪判決を求めてただちに控訴することを表明するものである。

この事件は、関西地区生コン支部が、政治家個人への団体献金を禁じた政治資金規正法に違反して、戸田ひさよし市議（大阪府門真市議会。連帯労組近畿地本委員長も兼任）に政治資金を寄付したなどとして、大阪府警が昨年（2005 年）１２月１３日、関西地区生コン支部の武委員長と戸田市議を逮捕。のちに、大阪 地検が武委員長、戸田市議のほか、関西地区生コン支部と戸田市議の政治資金管理団体の４者を起訴したもの。２００５年１月に始まる一連の関西地区生コン支 部事件の第３事件である。

事件は当初から警察と検察のあからさまな政治的意図をもって仕組まれた。

武委員長がこの事件で逮捕されたのは、先行する第１事件・第２事件による長期勾留から１１カ月ぶりに保釈される許可決定が出て、まさに拘置所を出る寸前

（２日前）の日であった。戸田市議の場合も、警察は多数のマスメディアを引き連れ、わざわざ議会質問に備えて市の担当者から説明を受けている時間帯を選んで議員控室を襲い、さらし者にして逮捕した。しかも、両人とも、事前に任意の事情聴取を受けたこともなく、抜き打ち逮捕されたのである。

故人となった橋本元首相ら自民党の大物政治家が１億円単位のヤミ献金を受け取りながら、逮捕も起訴もされなかった日歯連事件と比べてみれば、逮捕劇の異様さと不当性は明白であった。

武委員長に対するそもそも不当極まりない長期勾留をさらに引き延ばし、運動と組織に徹底的なダメージを与えること、そして、地域で反戦、平和、福祉の運動の先頭に立つ戸田市議の政治的信頼を傷つけること。まさに「国策捜査」として仕組まれた権力弾圧の一環だったというほかない。

公判でも警察と検察のストーリーは完全に破たんしていた。たとえば、かれらは関西地区生コン支部が組織として戸田市議に資金提供したと主張し、これを被疑事実としている。しかし実際は、関西地区生コン支部が組織の資金を戸田市議に提供した事実はなく、組合の一般会計資金とは全く別に、組合員有志が集めたカンパを武委員長が代表してまとめて送金した（２回に分けて計９０万円）にすぎず、何ら罪にあたるものではないことが明らかになった。

しかしながら、事実に基づき公正な判断をなすべき大阪地方裁判所は、恥知らずにも警察と検察の政治的意図を優先して有罪判決を下したのである。自らの使命を忘れた裁判所は厳しく糾弾されるべきである。

私たちが今後、控訴審の場で徹底的にたたかうことはいうまでもない。

しかし、それだけでは不十分である。

警察や検察に追随する裁判所の誤った政治的振る舞いが、いかにこの国の民主主義を危機に陥れているか。いま立川反戦ビラまき事件をはじめ、市民の表現の自由や労働組合活動に理不尽な規制を加える不当な司法判断が相次いでいるが、今回の判決もその一環であることに私たちは注意を払いたい。

したがって、私たちは自らの無罪のためだけにたたかうだけではなく、これら事件で弾圧された人びとやさまざまな運動体と手をつないで、こうした裁判所の姿勢を正す活動をより大きく強く広げていくためにも尽力する決意である。

以　　上